企業版ふるさと納税マッチング支援委託に係る
募集要領

1　趣旨

企業版ふるさと納税マッチング支援委託業務は、地方創生応援税制（以下「企業版ふるさと納税」という。）におけるマッチング支援業務を委託することにより、受注者独自のネットワークやノウハウを活用し、本社が小牧市外に所在する企業に対して働きかけを行うことで、企業版ふるさと納税による寄附を獲得し、積極的な財源確保を目指すことを目的とする。

本募集要領は、この業務を受注する事業者を募集するために必要な事項を定めるものとする。

2　業務の概要

(1) 委　託　名　企業版ふるさと納税マッチング支援委託

(2) 履行期間　契約締結日から令和９年３月３１日まで

3　委託料の算定方法

委託料の算定は、完全成果報酬型によるものとし、受注者が発注者に寄附者を紹介したことによって企業版ふるさと納税による寄附が成立した場合における当該寄附の額の 20%（消費税及び地方消費税を除く。）を限度として予め発注者と協議した割合とする。なお、受注者は、申込書（様式１）において具体的な委託料率を示すこと。

4　業務内容

次の表のとおりとする。ただし、より効率的な支援内容がある場合は、市と申込者が協議して採用するものとする。

項目	内容
対象プロジェクトの選定支援	発注者が行う対象プロジェクトの選定について助言・提案等の支援を行う。
対象プロジェクトのＰＲ	発注者から提供された地域に関する情報やプロジェクトの情報をもとに、説明資料やリーフレットの作成・配布、ＰＲ用ウェブサイトの作成・情報掲載、既存マッチングサイトへの掲載

	等寄附を募るために効果的なＰＲを行う。
寄附を募る企業一覧表の作成※	・発注者が指示した、受注者から寄附を提案してはならない企業（提案対象外企業）の情報を反映した上で、寄附を募る企業の一覧表を作成し、発注者に提案する。企業一覧表に記載する事項は、発注者と受注者の協議の上、決定する。 ・発注者は企業一覧表を確認し、寄附を募る企業を選定する。 ・発注者から企業一覧表に掲載した企業の選定理由を問われた場合は原則回答する。 ・企業一覧表の修正を行う場合、修正後の企業一覧表を発注者に提出する。 ※企業一覧表を作成できない場合は、下記の事項に対応すること。 ・上記の提案対象外企業には、受注者から寄附を提案しないこと。 ・発注者より、寄附見込企業への提案の進捗状況について問合せがあった場合は、これに応じること。
寄附見込企業への提案及び紹介	・企業一覧表をもとに、寄附見込企業に対して個別訪問等により、発注者への寄附を提案する。 ・寄附見込企業の寄附意向を把握し、発注者に情報提供を行う。 ・寄附見込企業に寄附を提案するなかで、発注者の帯同訪問やトップセールスの実施が望ましい場合等は、発注者に随時情報提供を行う。
寄附者の情報提供及びフォローアップ	・発注者への寄附に同意した企業の情報を発注者へ提供する。 ・寄附の実施が円滑に進むよう、発注者及び寄附者からの各種相談等に対応する。
リリース・記者発表等	寄附者から希望があった場合は、発注者と共にリリース・記者発表等のメディア対応や広報活動等を行う。

5　業務の履行に係る留意事項

(1) 受注者が支援の過程で作成した制作物の著作権は、当該制作物を作成した者に帰属するものとする。ただし、発注者が必要と認める場合には、発注者は、受注者にあらかじめ通知することにより、その一部又は、全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することが

できるものとする。

(2) 発注者は企業一覧表を本業務の目的外で使用してはならない。

(3) 寄附者からの寄附金は、発注者が受領して受領証を交付するものとする。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(4) 寄附者からの本業務に関する問合せ、苦情、クレーム（以下「問合せ等」という。）については、受注者が対応するものとする。ただし、問合せ等が発注者の対象事業等本業務外の内容に係るものであるときは、受注者は、問合せ等の内容その他必要な事項を発注者に連絡し、発注者は、自らの費用と責任において、当該問合せ等に対して適切かつ迅速に処理するものとする。

(5) 契約書として、「個人情報の取扱いに関する特記事項」を含めて契約を取り交わすものとする。

6　委託料の支払い

支払時期については、契約締結時に協議するものとする。

また、受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

7　申込資格

次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者

(2) 次に掲げる措置を受けていない者

ア　小牧市建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成１１年３月４日１１小総第４７号）に基づく指名停止の措置

イ　小牧市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成２４年６月２５日付け小牧市長・愛知県小牧警察署長締結）に基づく排除措置又はこれに準ずる措置

(3) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手

続開始の決定を受けた者で、再度の小牧市入札参加資格の登録がされたものについては、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

(4) 令和２年度から申込時点までに、地方公共団体から受注した企業版ふるさと納税におけるマッチング支援業務について実績があること。

８　応募方法

(1) 応募期間及び提出方法

令和８年４月１３日（月）までに、電子メールにより「１２．問合せ先」に提出すること。

（メールアドレス：hishoseisaku@city.komaki.lg.jp）

※申込者は電話により書類等を提出した旨の連絡をすること。なお、電話連絡は、午前９時から午後５時まで（期間中の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する祝日を除く。）に行うこととする。

(2) 提出書類

書類名称	様式
①申込書	様式１
②類似業務実績 （令和２年度から申込時点までに、地方公共団体から受注した企業版ふるさと納税におけるマッチング支援業務の一覧）	任意様式
③企画提案書 （「４．業務内容」を踏まえて、提案する具体的な支援内容）	任意様式

なお、当該業務について本市の受注実績がある事業者については、過去の契約時に提出した②類似業務実績及び③企画提案書に変更がない場合、この提出を省略することができる。

９　参加報酬の有無

提出書類等の作成に係る費用は申込者の負担とし、参加報酬（報償費）等は支払わない。

１０　契約業務

(1) 契約の締結交渉

申込後に、本募集要領及び小牧市業務等委託契約約款（Ｂ）を踏まえ、契約条件や仕様等について、市と申込者との間で協議し、契約を締結する。なお、協議が不調のときは、契約を行わないものとする。この場合において、申込者に生じる損害については、市は一切の責を負わない。

(2) 契約保証金

免除とする。

(3) 契約方法

随意契約とする。

１１　その他

(1) 次のいずれかに該当する場合は失格となる。

① 提出書類が、本募集要領に定められた様式及び記載上の留意事項に適合しない場合

② 提出書類に、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

③ 提出書類に虚偽の記載がある場合。他者の提出書類を盗用した疑いがある場合

④ 申込書の委託料率が、委託料率の上限（20%）を上回っている場合

⑤ その他募集要領等に違反すると認められた場合

(2) 提出書類は申込みを精査する作業に必要な範囲において複製することがあり、返却はしない。

(3) 提出書類は、小牧市情報公開条例(平成１２年小牧市条例第３９号)に規定する開示請求の対象となる。

(4) 本市は、契約締結後においても、受注者に本申込みにおける不正または虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

１２　問合せ先

小牧市役所　市長公室　秘書政策課

〒485-8650　小牧市堀の内三丁目１番地

TEL　0568-76-1105　FAX　0568-71-3138

Email　hishoseisaku@city.komaki.lg.jp

（様式１）

年　　月　　日

小牧市企業版ふるさと納税マッチング支援委託申込書

（宛先）小牧市長

（申込者）
住所　〒

商号又は名称
代表者

（担当者連絡先）
所　属
氏　名
電　話
Ｅ-mail

企業版ふるさと納税マッチング支援委託事業者の募集について、下記のとおり、関係書類を添えて申し込みます。

記

１．提出書類
（1）類似業務実績
（2）企画提案書

２．見積り
・委託料率は２０％以内（消費税及び地方消費税を除く）で見積もりすること。
・条件により委託料率が異なる場合は、その旨がわかるように追記すること。

（委託料率）　　％

備考　用紙の大きさは日本産業規格Ａ４とする。